議案第43号

福島県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例

(産業人材育成課)

1 制定の趣旨

地域分権の推進のため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、職業能力開発促進法の一部が改正され、これまで国が一律に定めていた職業訓練に関する基準等について、都道府県が条例で定めることになったため。

2 主な制定内容

- (1) 公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練
- (2) 公共職業訓練以外の施設において教育訓練を受けさせることによって行うことができる職業訓練
- (3) 普通課程の職業訓練の基準
- (4) 短期課程の職業訓練の基準
- (5) 専門課程の職業訓練の基準
- (6) 専門短期課程の職業訓練の基準
- (7) 無料とする公共職業訓練
- (8) 普通職業訓練における職業訓練指導員の資格
- (9) 専門課程の高度職業訓練に係る職業訓練指導員の資格

3 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(制定条例)

福島県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第15条の6第1項に規定する公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練、同条第3項に規定する公共職業能力開発施設以外の施設において教育訓練を受けさせることによって行うことができる職業訓練、法第19条第1項に規定する職業訓練の基準、法第23条第1項に規定する無料とする公共職業訓練並びに法第28条第1項及び法第30条の2第1項に規定する公共職業能力開発施設で行う職業訓練における職業訓練指導員の資格を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練)

- 第3条 法第15条の6第1項ただし書に規定する条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 主として知識を習得するために行われる職業訓練
 - (2) 短期課程(普通職業訓練で短期間の訓練課程をいう。以下同じ。)の普通職業訓練に準ずる職業訓練
 - (3) その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練

(公共職業能力開発施設以外の施設において教育訓練を受けさせることによって行うことができる職業訓練)

第4条 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(普通課程の職業訓練の基準)

- 第5条 普通課程(普通職業訓練で長期間の訓練課程をいう。以下同じ。)の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる 事項に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 訓練の対象者 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者(以下「高等学校卒業者」という。)若しくは同法による中等教育学校を卒業した者(以下「中等教育学校卒業者」という。)又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。
 - (2) 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
 - (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。
 - (4) 訓練期間 1年であること。ただし、職業訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、職業訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、 1年を超え4年以下の期間であって、当該職業訓練を適切に行うことができると認められるものとすることができること。
 - (5) 訓練時間 1年につきおおむね1400時間であり、かつ、総訓練時間(教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間をいう。以下同じ。)が1400時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、1年につきおおむね700時間とすることができること。
 - ·(6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の職業訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
 - (7) 訓練生(訓練を受ける者をいう。以下同じ。)の数 職業訓練を行う1単位につき50人以下であること。
 - (8) 職業訓練指導員 訓練生の数、職業訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。
 - (9) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第21条第1項(法第26条の2において準用する場合を含む。)の規定による技能照査(以下単に「技能照査」という。)をもって代えることができること。
- 2 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)別表第2の訓練科の欄に定める訓練科に係る職業訓練については、 前項各号に定めるもののほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。

(短期課程の職業訓練の基準)

- 第6条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 訓練の対象者 職業に必要な技能(高度の技能を除く。)及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

- (2) 教科 その科目が職業に必要な技能(高度の技能を除く。)及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができることとする。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に 応じて面接指導を行うこととする。
- (4) 訓練期間 6月(職業訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、職業訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあっては、1年)以下の 適切な期間であること。
- ・(5) 訓練時間 総訓練時間が12時間(省令別表第3の訓練科の欄に掲げる訓練科に係る職業訓練にあっては、10時間)以上であること。
- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- 2 省令別表第3の訓練科の欄に掲げる訓練科又は省令別表第4の訓練科の欄に掲げる訓練科に係る職業訓練については、前項各号に定めるもののほか、省令 別表第3又は省令別表第4に定めるところにより行われるものを標準とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、短期課程の普通職業訓練のうち省令第65条の規定による技能検定の試験の免除に係るものに係る法第19条第1項の条例で 定める基準は、第1項各号に定める事項及び試験に応じ、省令別表第5に定めるものとする。

(専門課程の職業訓練の基準)

- 第7条 専門課程(高度職業訓練で長期間の訓練課程をいう。以下同じ。)の高度職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる 事項に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 訓練の対象者 高等学校卒業者若しくは中等教育学校卒業者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。
 - (2) 教科 その科目が将来職業に必要な高度の技能(専門的かつ応用的な技能を除く。)及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な 技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
 - (3) 訓練期間 2年であること。ただし、職業訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、職業訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、 1年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。
 - (4) 訓練時間 1年につきおおむね1400時間であり、かつ、総訓練時間が2800時間以上であること。
 - (5) 設備 教科の科目に応じ当該科目の職業訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
 - (6) 訓練生の数 職業訓練を行う1単位につき40人以下であること。
 - (7) 職業訓練指導員 訓練生の数、職業訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。この場合においては、次のいずれかに該当する者を1名以上配置するものであること。
 - ア 省令第48条の2第2項第1号若しくは第2号に該当する者又は同項第3号に該当する者で研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
 - イ 研究所、試験所等に10年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
 - ウ 省令第12条第1項第7号ハの厚生労働大臣が定める職業訓練施設において指導の経験を有する者であって、特に優れた技能又は専門的な知識を有す ると認められるもの
 - (8) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。

2 省令別表第6の訓練科の欄に定める訓練科に係る職業訓練については、前項各号に定めるもののほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。

(専門短期課程の職業訓練の基準)

- 第8条 専門短期課程(高度職業訓練で短期間の訓練課程をいう。)の高度職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項に 応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 訓練の対象者 職業に必要な高度の技能(専門的かつ応用的な技能を除く。)及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
 - (2) 教科 その科目が職業に必要な高度の技能(専門的かつ応用的な技能を除く。)及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
 - (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができることとする。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に 応じて面接指導を行うこととする。
 - (4) 訓練期間 6月(職業訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、職業訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあっては、1年)以下の 適切な期間であること。
 - (5) 訓練時間 総訓練時間が12時間以上であること。
 - (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の職業訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(無料とする公共職業訓練)

第9条 法第23条第1項第3号の条例で定める職業訓練は、職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期課程の普 通職業訓練(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるものに限る。)とする。

(普通職業訓練における職業訓練指導員の資格)

第10条 法第28条第1項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は省令第48条の3各号のいずれかに該当する者(職業訓練 指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあっては、省令第39条第1号の厚生労働大臣が指 定する講習を修了した者に限る。)とする。

(専門課程の高度職業訓練に係る職業訓練指導員の資格)

- 第11条 専門課程の高度職業訓練に係る法第30条の2第1項の条例で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 博士若しくは修士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位を含む。)を有する者若しくは省令第36条の5の応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
 - (2) 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
 - (3) 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者

- (4) 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (5) 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、3年以上、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (6) 研究所、試験所等に5年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
- (7) 教育訓練に関する3年以上の指導の経験を有する者であって、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
- (8) 10年以上(省令第36条の5の長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位を含む。)を有する者にあっては、5年以上)の実務の経験を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。